

公 安 委 員 会 会 議 錄

開 催 日 時	自 午後 1時00分 令和7年10月15日(水) 至 午後 2時42分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公 安 委 員 野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官及び生活安全企画課長同席の上、下記の報告を受けた。

1 暑熱対策の推進結果

警務部長から、

暑熱対策の目的として、暑さが厳しい昨今の環境においても積極果敢に職務にまい進する警察職員の健康や安全の確保、さらに業務能率を向上させるために部門横断的な暑熱対策を推進しているので説明する。

(1) 热中症又はその疑いがある職員数

暑熱対策等に取り組んだ結果、6月から9月末において、熱中症又はその疑いがある職員数は、令和6年に比べ5分の1に減少した。

発症した際の勤務状況は、気温が30℃以上の屋外での交通規制などであった。

発症者は、いずれも軽症であり、早期に回復している。

(2) 推進結果

ア 暑熱対策推進体制の構築

令和6年に総合的な暑熱対策を推進するため、分科会を設置し、本年も同様の体制で対応している。

さらに、取組の推進状況を各部門で情報共有し、次年度に向け改善を行っている。

イ 正しい知識を得るための教養の実施

厚生課健康管理室が中心となり、熱中症対策の教養資料を毎年発出している。

さらに産業医による熱中症の健康指導を実施している。

ウ 職場環境向上期間中の暑熱対策の推進

職場環境向上期間について、昨年は6月に実施し、本年は5月中旬から6月にかけて実施した。職場環境の向上と暑熱対策を併せて行うことで合理的に取り組むことができた。

また、登山レクリエーションや運動により、暑くなりきる前に暑さに慣れる暑熱順化で熱中症を予防した。

エ 労働安全衛生規則の一部改正への対応

令和7年6月1日に施行された労働安全衛生規則の一部改正により、熱中症を生ずるおそれのある業務に就く前に、実施所属で即報体制を整備し、その体制

について全ての従事者に周知した。

さらに、複数での勤務や交代要員の確保等可能な対策を事前に検討し、熱中症発生時の対策を徹底した。

オ 被服等に関する改善

夏服着用期間を柔軟に設定し、5月中旬から10月下旬頃までとした。

また、警察本部庁舎及び本部附属庁舎で、私服勤務をする警察職員を対象に7月からオフィスカジュアルの試行運用を実施しており、加えて、8月からは制服等を着用した警察官が、街頭活動時に水分補給ができるようにドリンクホルダーの着装を容認した。

さらに、夏制服を改良し、従前と比べ通気性が1.6倍向上した新素材の夏制服上衣を導入した。

(3) 今後の予定

来年度からのポロシャツ型夏制服導入に向けて準備を開始しているほか、今年度の推進結果を踏まえ、更なる暑熱対策を推進していく。

旨の説明があった。

今村委員から、「新素材の夏制服導入について、どの程度の数量が導入されているのか。全てを一括して交換することは困難であると思うが、屋外での勤務が多い職員などを優先すると良い。さらにオフィスカジュアルについて、職員から要望はあるか。」旨の発言があり、警務部長から、「新素材の夏制服導入状況について、現時点の数量は多くないが、減耗更新の際に、新しい制服と交換している。オフィスカジュアルにおける要望は多数ある。要望の中からできることを検討して反映できるように考えている。」旨の説明があった。さらに本部長から、「新素材の夏制服の導入について、毎年更新できる範囲内で新しいものと交換しており、その範囲に加えてプラスアルファーで交換できるよう検討しなければならない。交換については屋外で勤務している職員に優先して着用してもらえるようにしていく。」旨の説明があった。

弘永委員から、「警察官のノーネクタイについて、報道で目にしたが、県警察の取組について県民の理解も進んでいるのではないか。オフィスカジュアルは、一般企業でも取り組んでいるので、世間的にも受け入れやすいと思う。ところで、夏制服の着用期間が5月頃からなど明確としていない理由は何か。」旨の発言があり、警務部長から、「年によって、気温の上昇する時期が違うので、状況に応じて柔軟に対応できるようにしている。」旨の説明があった。

野村委員長から、「高速道路交通警察隊や機動隊を視察したが、かなり重装備であった。殉職受傷事故を防止するため、身を守りつつ暑熱対策を行うことは難しいと思う。今年度は対策の結果、熱中症の発症者が少なく、さらに軽症であり良かった。」旨の発言があった。

2 殉職・受傷事故防止対策の推進状況

地域部長から、

本年2月の殉職事案発生後、緊急指示等の発出、徹底した原因調査及び分析、各種訓練の推進、交通街頭活動時の事故防止マニュアルの改正などにより、再発防止対策を推進している。

現時点、2月の殉職事案発生以降の殉職事案発生はない一方で、受傷事案は8件であり、前年同期比-4件で推移している。

(1) 教養・指示

ア 重点を絞った教養

- 路面状況に応じ、全面通行止めを含む交通規制要領や、若手警察官対象の教養を実施
- 現場での危険性を認識させるためのドラレコ映像の視聴のほか、パワーポイントを作成し、多くの教養の機会で活用
- イ 対応要領・連携強化指示
 - 地域部の幹部が、署長等、地域・交通幹部に具体的な交通規制要領を指示
 - ブロック別交通課長等会議において、地域部門との連携強化を指示
- ウ 結果

各種街頭活動時に「自分の身は自分で守る」といった意識の浸透をさらに図ることができた。
- (2) 各種訓練の実施
 - ア 夜間訓練

対向車のヘッドライトによる眩惑現象や赤色灯等の見え方を体験し、安全確保に関する訓練を実施
 - イ 悪天候時訓練

悪天候時の危険性・雨天路面における制動体験及び交通規制訓練を実施
 - ウ 交通規制訓練

ネクスコ西日本と合同で、高速道路等を想定した交通規制訓練を実施
 - エ 結果

交通街頭活動時に起り得る不測の事態への対応能力及び練度の向上につながった。
- (3) 各所属における個別取組
 - ア 通信指令課
 - 現場対応車（者）への事案に応じた各種補助指令の徹底
 - 通信指令室におけるリモート現場点検、装備品未装着者発見時の改善指示
 - イ 自動車警ら隊

分駐隊長会議での隊長訓示、新隊員教養、操法訓練、月一訓練等を実施
 - ウ 高速道路交通警察隊・交通機動隊

危険箇所などを想定した高速道路等での交通規制要領、夜間訓練、小集団検討会等を実施
 - エ 各警察署
 - 過去の事例に基づいた図上訓練を実施
 - 発炎筒を活用した交通規制訓練を実施
 - 自動車専用道路を想定した交通規制訓練を実施
 - オ 結果

特に警察署において各種事故防止の問題意識を持ち、多くの署員が参加し、創意工夫した訓練を推進した。
- (4) その他

殉職事案発生後、積雪・凍結危険箇所の抽出を行い、システム上の地図画面に表示することで、各警察署担当者による適切な事故防止指示に活用しているほか、警務部門による装備品の充実や、暑熱対策の推進により、街頭活動を行う警察官の積極的な職務執行と緊張感の保持に繋がっている。
- (5) 今後の方針

今後、冬となり積雪や路面凍結が予想され、殉職事案が発生した季節となる。凍

結路対策訓練の実施を計画しているほか、初動対処実戦塾の開催や、現場点検を予定している。

さらに、交通部において、道路管理者との良好な関係保持のため、関係会議に出席し、連携強化を図っていく。

旨の説明があった。

今村委員から、「警察署で交通規制の訓練を視察した。様々なシチュエーションがあることから、全てを想定し網羅する訓練を行うことは難しいと思うが、訓練により場数を踏んでいくことは必要である。」旨の発言があった。

弘永委員から、「夜間や悪天候など事故が起りやすい環境で、対応中の警察官が事故に巻き込まれる危険性もある。警察官は、自分で自分の身を守るといった意識で危機感を持って訓練していると思うが、今後も緊張感を持続することで、同じ訓練であっても効果が違ってくるのではないか。」旨の発言があった。

野村委員長から、「県警察の幹部は、部下を危険な現場に送り出さないといけない場合があると思うが、警察官一人一人に両親等の家族がおられ、そのご家族から大事なご子息などを預かっているといった思いを再認識し、訓練を通じて殉職受傷事故防止に努めてほしい。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 公安委員会苦情の申出者に対する対応状況（2件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた2件の苦情について申出者に対する対応状況の説明を受け、決裁した。

(2) 運転代行業者に対する行政処分

交通企画課次長から、運転代行業者に対する行政処分について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 業務報告

本部長から、令和7年度下半期の業績目標について、報告を受けた。

(2) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、9月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(3) 山口県公安委員会事務の専決状況

警備課長から、9月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

(4) 逮捕術大会の実施

教養課長から、10月30日に開催を予定している令和7年度山口県警察逮捕術大会の実施要領について、説明を受けた。

(5) 監察関係業務報告

監察官から、9月中の非違事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。